

# 広尾町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針

平成29年11月28日制定

「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、広尾町農業委員会にかかる標記指針を下記のとおり定める。

## 記

### 1. 遊休農地の解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

平成28年度（現状）			平成33年度（目標）			目標年度における 解消率
遊休農地面積 (A=B+C)	1号遊休農地 (B)	2号遊休農地 (C)	遊休農地面積 (D=E+F)	1号遊休農地 (E)	2号遊休農地 (F)	
0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha

#### 【目標設定の考え方】

- 13ha あった遊休農地が担い手及び中間管理機構の協力により解消が図られたところである。
- 優良農地は近隣農家が担い手として耕作することが必須であるので、遊休農地は今後も出さないことを目指す。

#### (2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

- 利用状況調査や利用意向調査を通じて農地所有者に対する指導や説明、相談を実施する。
- 農業委員や農地利用最適化推進委員による日常活動等により、農地所有者の状況と農地の現状把握を行い、借り手・受け手の相談・指導を図る。
- 利用状況調査を利用し、農地所有者に対して将来における利用展望についての状況把握を行い、遊休農地を出さないよう方策を実施する。

### 2. 担い手への農地利用集積について

#### (1) 担い手への農地利用集積目標

平成28年度把握	平成28年度（現状）		平成33年度（目標）	
耕地面積 (A)	農地集積面積 (B)	農地集積率 (B/A)	農地集積面積 (C)	農地集積率 (C/A)
6,672 ha	6,153 ha	92.22 %	6,338 ha	95.0 %

#### 【目標設定の考え方】

- 5年後の農地集積率が95%以上になるように目標を設定。
- 農地集積率は90%を超えているため、継続して優良農地の確保を図る。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

○広尾町やJ A等の関係機関と連携し、担い手農家や農地所有者の意向を把握したうえで、集積・集約化が必要な場合は、農用地利用集積事業や農地中間管理事業等を活用して、農地の利用集積の推進を図る。  
○農業委員の日常活動により、農用地利用集積事業や農地中間管理事業の活用普及に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

直近3カ年間の現状					
平成26年度		平成27年度		平成28年度	
新規参入者数	新規参入者の取得農地面積	新規参入者数	新規参入者の取得農地面積	新規参入者数	新規参入者の取得農地面積
0 経営体	0 ha	0 経営体	0 ha	0 経営体	0 ha

目標(5カ年間累計数)	
平成33年度	
新規参入者数	新規参入者の取得農地面積
3 経営体	140 ha

【目標設定の考え方】

○離農農家跡地への参入希望者が研修を開始していることもあり、受入態勢を整える必要がある。  
○離農を予定している農家も既にあることから、新規参入者の育成、掘り起こしを図る必要がある。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

○農業委員の日常活動等により、随時、農業者の動向と農地の状態を把握し、新規参入者に対して農地情報の提供を行う。  
○町農林課とのタイアップにより新規参入者に対する支援制度等の情報について収集し、それらの情報提供とサポートを行う。  
○町農林課や北海道、担い手センター等の関係機関と連携し、新規参入の受け入れ体制の強化を図る。

4. その他

○本指針については、5カ年を基本として、3年ごとの農業委員の改選期の際に取り組みを検証し、見直し等を行うものとする。